



ミュンヘン便り ～Meinungsfreiheit(言論の自由)、 あるジャーナリストからの手紙～

夏ですが、6月に筆記のドイツ弁理士試験を受けた同僚Sは、8月の口頭試験を目前に控えています。このドイツ弁理士試験を受験するには、理系科目を大学で学んだことに加え、法律の基礎を学んでいることが要件の一つとなります。すでに大学で法律を学んだ人であれば別ですが、弁理士を目指す理系人間が法律も学んでいることは稀。そこで、ドイツ弁理士を目指す受験生用の法律基礎コースが用意されています。彼らは2年間そこで法律の基礎、すなわち民法を筆頭に、商法、会社法、民事訴訟法、独禁法、不正競争防止法、ヨーロッパ法、基本法(憲法)などを学びます。特許と全然関係ない?その通りです。法律の「基礎」を学ぶことを目的とするこのコース、特許法は登場しないのです。不正競争法との関係から、商法や意匠については少し学ぶようですが。では何を学ぶのか?例えば次のような調子です。

あるジャーナリストが、XX社により製造販売されている磁気装置に関し、XX社の顧客のZZ社に次の手紙を書いた。XX社は、このジャーナリストに対して提訴した。XX社の訴えは理があるか?

「ZZ会社 御中

当方は現在、XX社による大きな詐欺についての記事を書いています。XX社がブランド名YYのもとに販売している磁気装置は、暖房システムの燃料系統に設けられると、大幅なエネルギーの節約をもたらすことになっ

ています。この磁気装置の効果は永久機関と言え、主張されている効果の科学的裏付けは完全にばかげています。

貴社はこの詐欺の被害者の一人です。貴社の施設管理ご担当のJ氏がすでにご報告されたように、貴社の支店A及びWの暖房システムには問題の磁気装置が設置されています。

この件についての貴社のコメントを頂ければ大変幸甚です。特に、貴社が、暖房業者やエネルギーコンサルタントを通じて問題の磁気装置の購入に至ったのか、彼らが購入後に見解を述べたかどうか、教えて頂ければ幸甚です。(製造者が)主張するエネルギー効率向上の測定がどのようになされたのかについても、ぜひ教えて頂きたい。問題の磁気装置の取り付けにより得られるエネルギー効率向上が、通常のメンテナンスとクリーニングのあとで、問題なく測定可能であることを、煙突掃除人は喜んで確認するでしょう。

この特許師的製品 (<http://www....<製品ホームページのURL>>) の宣伝を目的とするユーザレポートを貴社が提供したら、それにより影響を受ける、この詐欺のさらなる犠牲者に対して、貴社が損害賠償責任を負う可能性があることを指摘しておきます。

敬具

科学ジャーナリストT.Bより」

これは、問題の装置の製造会社XXが、ジャーナリストを被告として提訴した実際の事例です(判決番号VI ZR 39/14)。この手紙の中では、「大きな詐欺」、「永久機関」、「完



写真は、ミュンヘンにある高等裁判所の内部です。まるで宮殿のようです。内部は撮影禁止ですので、今回はインターネットから写真をお借りしました (<http://www.architektenssp.de/projekte/Justizpalast-und-Oberlandesgericht-muenchen> (architektenssp.de))。

全にばかげている」、「詐欺の被害者」、「ペテン師」、「詐欺の犠牲者」などの少々過激な表現が使われています。この手紙を受け取ったZZ会社はXX会社の顧客の一つです。顧客に対してこのような手紙が出されたことにより、いわば顧客の目の前で恥をかかされたXX会社の名誉が害されたかどうか、また基本法（ドイツで憲法に相当する）により保護される人格権（企業にも人格権が認められる）が害されたかどうか、などが問われました。一方で、基本法で保護される言論の自由により、このような批判が許されるかどうかも議論されました。皆様はどう思われますか？

重要なのは、問題の磁気装置にはXX社が歌うエネルギー節約効果がないことが真実だったことです。上述のジャーナリストの批判は、問題の磁気装置の効果がないことを示す第三者の測定結果に基づいていました。結果としては、地裁・高裁は原告であるXX会社側の言い分を認めたものの、最高裁では逆転しました。最高裁は、原告の人格権を認め、また手紙で用いられている表現が原告にとっては耳に痛い表現であることに同意しつつも、それが真実であるならば言論の自由は保護されるとし、原告側の敗訴としたのです。一見して分かりやすいこの事例ですが、最高裁まで争われたこと、最高裁で一気に結論が

逆転したことから、法律的にそう簡単ではなかったことが見て取れます。日本だったらどうでしょう？真実についてであれば、「ペテン師」などの表現での批判が認められるのかどうなのか？

こんな調子で、弁理士を目指す受験生たちは、「隣人がうちの犬にえさを与えるのをやめない事例」、「購入した自動車に欠陥があった事例」などを2年間学ぶのです。弁理士業務には全然関係ない？少なくとも直接的にはあまり関係ないかもしれませんね。その後、8か月の特許庁及び特許裁判所での修習を経て、彼らは弁理士試験の受験資格を得るのです。弁理士試験ではもちろん特実意商などについての法律知識が問われます。ご安心を。

筆者紹介



稲積 朋子 (いなづみ ともこ)

1994年弁理士試験合格。2012年ヨーロッパ弁理士試験合格。現在、GIP Europe Patentanwaltskanzlei所属。

1997年、新樹グローバル・アイビー特許業務法人入所し、主に国内外の出願及び権利化業務を担当。2007年

11月より、ミュンヘンの現地提携事務所に駐在。2009年1月、GIP Europe設立。日本企業・ヨーロッパ企業からの特許出願業務・中間処理業務・異議申立・鑑定・特許無効化の手続・侵害品ウォッチング・契約書作成・係争案件などを扱う。

趣味は、山登り、ぼーっとすること、寝ること、健康づくりに励むこと。